

令和4年度  
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和3年6月  
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱  
第7条及び第21条に係る記載事項

令和3年6月 日  
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和4年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保、維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保、維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。</p>

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や他の公共交通との接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

#### 2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することで公共交通の役割や必要性を理解いただき、交通系ＩＣカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

#### 3. 需要喚起による利用促進

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光客や地元住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用してこなかった人達をターゲットに利用促進を図る。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表１のとおり

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表２のとおり

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

#### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>表4のとおり</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。</p> <p>なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表7のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

令和2年11月17日（火）、18日（水）  
生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催  
（生産性向上の取組実績等について協議）

令和3年1月22日（金）  
京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催  
（令和2年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）

令和3年5月25日（火）、26日（水）、28日（金）  
地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催  
（生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）

令和3年6月18日（金）  
京都府生活交通対策地域協議会  
・新型コロナウイルス感染症対策のため、書面協議  
（地域間幹線系統確保維持計画について協議）

## 18. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ① 京丹波町梅田地域振興会 令和3年5月21日（金）10:30～11:20
- ② 和東茶源郷ガイドの会 令和3年5月27日（木）11:00～11:45

### 【主な意見】

#### （①について）

西日本ジェイアールバス株式会社が運行する園福線は、沿線住民、特に高齢者の通院、免許返納者の買物に欠かせない移動手段である。さらに今後数年で高齢化による免許返納等により移動困難になる人が増加する可能性があるため、今後も確保・維持が必要。

#### （②について）

奈良交通株式会社が運行する和東木津線は、沿線住民が広域に移動する際の主要な交通手段であり、また通学や地域を訪れる観光客等にとっても欠かせない移動手段である。新型コロナウイルス感染症が落ち着けば、国内旅行者やインバウンドの観光利用、また、現在、親の送迎により通学している学生等、潜在的需要が見込まれる。

#### （①及び②について）

バス運行事業者が関係者と協議し、路線・ダイヤ等の見直しや待合スペース、わかりやすい案内表示板の設置等のバス待ち環境を整えることで、利便性を向上するとともに、事業者及び沿線自治体等が協力し、高齢者への免許返納後の支援、学生へのバス利用方法の周知等利用促進に取り組んでほしい。

## 19. 協議会メンバーの構成員

- ・ 京都府建設交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・ 京都府市長会 経済部会長
- ・ 京都府町村会 行財政部会長
- ・ 広域行政圏の協議会会長等
- ・ 京都府広域振興局長
- ・ 一般社団法人 京都府バス協会会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R4年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和束木津線	5,488.0	
		小計	5,488	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	8,908.5	
		(3) 神吉線1	780.5	
		(4) 原・神吉線1	1,134.0	
		小計	10,823	
	西日本JRバス株式会社	(5) 園福線(桧山～園部)	6,166.5	
		(6) 園福線(福知山～桧山)	6,904.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	13,879.5	
		小計	26,950	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	809.0	
		(9) 大江線1	2,199.0	
		(10) 福知山線1	3,724.5	
		(11) 夜久野線1	1,708.5	
		小計	8,441	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	5,460.5	
		(13) 蒲入線2	10,806.5	
		(14) 経ヶ岬線2	7,989.5	
		(15) 与謝線2	2,165.0	
		(16) 峰山線3	1,575.5	
(17) 海岸線2		7,645.5		
(18) 間人循環線		11,712.5		
(19) 久美浜線		6,297.0		
(20) 丹後峰山線		5,702.0		
小計		59,354		
合 計			111,056	

注) 令和5年度、令和6年度については、令和4年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)





表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和4 年度

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> ) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,057,147 千円	営業外収益	13,671 千円	経常収益(イ)	1,070,818 千円
	営業費用	1,198,312 千円	営業外費用	4,173 千円	経常費用(ロ)	1,202,485 千円
	営業損益	-141,165 千円	営業外損益	9,498 千円	経常損益	-131,667 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,065,617.7 km			経常収支率	89.05 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,314,769 千円	営業外収益	3,868 千円	経常収益(イ)	1,318,637 千円
	営業費用	1,278,551 千円	営業外費用	2,703 千円	経常費用(ロ)	1,281,254 千円
	営業損益	36,218 千円	営業外損益	1,165 千円	経常損益	37,383 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,326,265.0 km			経常収支率	102.91 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,281,684 千円	営業外収益	9,068 千円	経常収益(イ)	1,300,752 千円
	営業費用	1,238,329 千円	営業外費用	4,251 千円	経常費用(ロ)	1,242,580 千円
	営業損益	53,355 千円	営業外損益	4,817 千円	経常損益	58,172 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,230,207.0 km			経常収支率	104.68 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷エ×ハ=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷エ'×ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷エ×ハ=c
京阪神	384 円 67 銭	385 円 19 銭	392 円 24 銭
北近畿	384 円 67 銭	385 円 19 銭	392 円 24 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b×c)÷δ=二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	387 円 36 銭	534 円 11 銭	387 円 36 銭	349 円 29 銭
北近畿	387 円 36 銭	402 円 65 銭	387 円 36 銭	349 円 29 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ( ①=カ×コ内 )	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×②=③	系統キロ程  チ	地域公共交通確保維持事業を 実施する区域におけるキロ 程  オ	系統キロ 程と地域 公共交通 確保事業 を実施す る区域に おけるキ ロ程との オ×チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程  リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程  ヌ	他路線との照合 部分におけるキロ程  ル	他路線との 割合率  ム÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の割合率以外 のキロ程の (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=モ
				起点	主な 経由地	終点											
京阪神	1		JR 八田線1 JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 (9.3)	2.9	26.9 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km 14.7 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	47.500 %
	2		JR 神吉線1 JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 (4.5)	1.4	6.3 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km 9.8 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	20.325 %
	3		JR 原・神吉線1 JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	3.3	9.9 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km 11.6 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	34.831 %
北近畿	1		JR 八田線1 JR 亀岡駅 南口	奥条・ 大谷	JR 園部駅 西口	365 日	3,395.0 (9.3)	2.9	26.9 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km 13.3 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	52.500 %
	2		JR 神吉線1 JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 (4.5)	1.4	6.3 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	79.674 %
	3		JR 原・神吉線1 JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 (3.0)	3.3	9.9 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km 6.2 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	65.166 %
合計			系統							往 117.4 km (平均) 復 115.0 km 116.2 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 58.7 km (平均) 復 57.6 km 58.1 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	

補助 ブロック名	申請 番号	特 別 措 置 ( テ ー ム 1 + 2 ) =チ+ヲ	補助ブロック外 入部分及び 同一補助ブ ロック都道府 県外入部分 以外のキロ 程の比率	計画乗車 走行キロ ワ	補助対象 経費の見込 額 ヘ×ウ以下の額 ( d + e + f ) /3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ウ以上の額:ヨ	補助対象経 常費用から 経常収益を 控除した額 カー=ヨナ	補助対象経費 の限度額 カ×ノ/20=レ	タ又はのう ちいずれか 少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益					
京阪神	1	47,500	96	190,120.0 km	73,644,883 円	182 円44銭	38,365,372 円	189,124.2 km	192 円38銭	33,581,751 円	189,722.7 km	177 円00銭	33,587,412 円	186,746.2 km	177 円95銭	34,685,493 円	38,959,390 円	33,140,197 円	33,140,197 円
	2	20,325	96	40,332.5 km	15,623,197 円	184 円46銭	7,745,818 円	40,243.2 km	192 円47銭	7,878,460 円	40,515.0 km	196 円92銭	4,225,179 円	40,626.0 km	104 円00銭	6,633,083 円	8,980,114 円	7,030,438 円	7,030,438 円
	3	34,831	96	39,055.0 km	15,128,344 円	171 円84銭	7,948,911 円	38,345.7 km	207 円29銭	7,896,026 円	38,974.6 km	202 円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105 円64銭	6,711,212 円	8,417,132 円	6,807,754 円	6,807,754 円
北近畿	1	52,500	96	190,120.0 km	73,644,883 円	182 円44銭	38,365,372 円	189,124.2 km	192 円38銭	33,581,751 円	189,722.7 km	177 円00銭	33,587,412 円	186,746.2 km	177 円95銭	34,685,493 円	38,959,390 円	33,140,197 円	33,140,197 円
	2	20,325	96	40,332.5 km	15,623,197 円	184 円46銭	7,745,818 円	40,243.2 km	192 円47銭	7,878,460 円	40,515.0 km	196 円92銭	4,225,179 円	40,626.0 km	104 円00銭	6,633,083 円	8,980,114 円	7,030,438 円	7,030,438 円
	3	34,831	96	39,055.0 km	15,128,344 円	171 円84銭	7,948,911 円	38,345.7 km	207 円29銭	7,896,026 円	38,974.6 km	202 円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105 円64銭	6,711,212 円	8,417,132 円	6,807,754 円	6,807,754 円
合計			539,015.0 km	208,792,848 円		104,160,202 円	536,428.2 km		98,912,474 円	538,425.0 km		83,884,098 円	536,922.0 km		96,059,576 円	112,733,272 円	93,956,778 円	93,956,778 円	

補助 ブロック名	申請 番号	特 別 措 置 ( ソ × ラ =ツ ) =ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外入部 分、同一補助 ブロック都道府 県外入部分及 び同一補助ブ ロック都道府 県外入部分以外 に保るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外入部分以外 に保るもの ソ×ラ=ツ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×ラ=ツ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ウ=ヨム	損失額から 経常収益を 控除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的 概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	15,741,593 円	15,741,593 円	8,463,222 円	8,463 千円	4,231.5 千円	38,959,390 円	30,050,890 円	4,231,500 円	29.64%	10,042,118 円	70.35%	0 円	556 円	0.00%			
	2	1,428,936 円	1,428,936 円	317,541 円	317 千円	158.5 千円	8,980,114 円	8,208,614 円	158,500 円	9.50%	1,509,304 円	90.45%	0 円	800 円	0.05%			
	3	2,371,208 円	2,371,208 円	790,402 円	790 千円	395.0 千円	8,417,132 円	7,283,132 円	395,000 円	15.57%	2,140,562 円	84.38%	0 円	1,225 円	0.05%			
北近畿	1	17,398,603 円	17,398,603 円	9,354,087 円	9,354 千円	4,677.0 千円	38,959,390 円	30,050,890 円	4,677,000 円	29.84%	11,099,078 円	70.35%	0 円	642 円	0.00%			
	2	5,601,431 円	5,601,431 円	1,244,762 円	1,244 千円	622.0 千円	8,980,114 円	8,208,614 円	622,000 円	9.51%	5,917,352 円	90.47%	0 円	1,658 円	0.03%			
	3	4,436,477 円	4,436,477 円	1,478,825 円	1,478 千円	739.0 千円	8,417,132 円	7,283,132 円	739,000 円	15.57%	4,005,799 円	84.40%	0 円	1,546 円	0.03%			
合計	46,978,248 円	46,978,248 円	21,648,839 円	21,646 千円	10,823.0 千円	112,733,272 円	91,087,272 円	10,823,000 円	34,714,209 円				6,427 円					

※ウ欄: ム(京阪神+北近畿), 系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ウ×ラ: ウ欄で算出した系統全体の損失額(国庫補助額)を、キロ程比で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に按分。

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 特別措置の欄は、地域公共交通利便促進実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
9. 計画運行回数の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通利便促進を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外入部分のキロ程」の欄、「都道府県外入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」は、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線で、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外入部分のキロ程(リ))-同一補助ブロック都道府県外入部分のキロ程(ソ)に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外入部分及び同一補助ブロック都道府県外入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通利便促進を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合部分」の欄、「補助ブロック外入部分、都道府県外入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県知事等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)」並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通利便促進実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便促進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再帰特例を受けようとする系統の再編の概要



補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ( $\frac{ア}{ア+イ+ロ+ハ}$ )	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ロ×ワ×ホ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×ヨ/20=レ	補助対象経常の限度額 カ×ヨ/20=レ	又又はのうちのいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニ+マ'ニ=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'+ニ+マ'+ニ=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ+ニ+マ=f					
北近畿	1	無	100%	163,082.0km	85,884,887円	262円.20銭	44,836,849円	163,082.0km	274円.94銭	41,687,021円	183,105.8km	273円.97銭	38,842,352円	163,411.0km	237円.69銭	42,760,101円	22,904,866円	29,549,235円	22,904,866円
北近畿	2	無	100%	177,828.0km	71,602,444円	168円.78銭	27,791,880円	174,948.2km	158円.89銭	26,507,280円	176,408.4km	160円.77銭	35,075,003円	178,315.2km	196円.70銭	30,013,810円	41,588,634円	32,221,099円	32,221,099円
京阪神	3	無	100%	310,853.4km	163,965,517円	438円.14銭	135,386,188円	307,871.3km	440円.03銭	146,451,109円	310,571.0km	477円.99銭	122,465,195円	308,597.3km	396円.40銭	136,197,309円	27,759,208円	73,780,432円	27,759,208円
合計				651,763.4km	301,223,928円		208,023,527円	645,700.5km		216,735,388円	650,085.2km		196,382,530円	650,693.5km		208,971,220円	92,252,708円	135,550,788円	82,865,173円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ワ'ニ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ワ'ニ	計画平均乗車密度 ①計画運行回数=ソ ②計画運行回数=ソ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ロ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ロ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	22,904,866円	22,904,866円	12,333,389円	12,333千円	6,166.5千円	43,255,899円	37,089,389円	6,166,500円	16.62%	円	0%	円	0%	30,922,869円	83.37%	
北近畿	2	無	32,221,099円	32,221,099円	13,809,042円	13,809千円	8,904.5千円	63,779,790円	56,875,290円	6,904,500円	12.13%	円	0%	円	0%	49,970,190円	87.68%	
京阪神	3	無	27,759,208円	27,759,208円		27,759千円	13,879.5千円	27,759,208円	13,879,708円	6,939,500円	49.99%	8,939,500円	48.99%	円	0%	708円	0.00%	
合計			82,885,173円	82,885,173円	26,142,431円	53,901千円	26,950.0千円	134,794,867円	107,844,367円	20,010,500円	18.55%	6,939,500円	6.43%		60,894,367円	75.02%		

- (1) 記載要領
- 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第56号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
  - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
  - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
  - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に同じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 「特別措置」の欄は、地域公共交通利便促進実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正州規則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
  - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
  - 「系統キロ程」の欄は、「地域公共交通利便促進実施計画」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
  - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が90%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 「系統キロ程と地域公共交通利便促進実施計画」の欄、「他路線との競合部分」の欄、「補助ブロック外乗入部分」の欄、「都道府県外乗入部分」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
  - 「補助対象経費」の欄は、「(ホ)」(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は「(ホ)」の金額を記載し、記載がない場合は「(ツ)」の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の「(ホ)」の金額又は「(ツ)」の金額に、「(ニ)」の金額から左記の場合の「(ホ)」の金額又は「(ツ)」の金額を控除して得た金額に「(ウ)」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)」の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
  - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、「(イ)」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1.1~2.0に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか低い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
  - 「計画額」の欄は、系統ごとに千円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは隣りの違いによる運行回数以外に度変がない場合については、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第一の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第一の。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 地域公共交通利便促進実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便促進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和4年度

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	146,978 千円	営業外収益	11,155 千円	経常収益(イ)	158,133 千円
	営業費用	342,700 千円	営業外費用	604 千円	経常費用(ロ)	343,304 千円
	営業損益	△ 195,722 千円	営業外損益	10,551 千円	経常損益	△ 185,171 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,762.5 km				経常収支率	46.06 %

  

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,648 千円	営業外収益	4,087 千円	経常収益(イ)	174,735 千円
	営業費用	307,023 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	307,336 千円
	営業損益	△ 136,375 千円	営業外損益	3,774 千円	経常損益	△ 132,601 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,061,228.0 km				経常収支率	56.85 %

  

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	172,437 千円	営業外収益	3,241 千円	経常収益(イ)	175,678 千円
	営業費用	304,031 千円	営業外費用	331 千円	経常費用(ロ)	304,362 千円
	営業損益	△ 131,594 千円	営業外損益	2,910 千円	経常損益	△ 128,684 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,060,040.5 km				経常収支率	57.72 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前々年 度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前々年 度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ=c
北近畿	287 円 12 銭	289 円 60 銭	322 円 42 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	299 円 71 銭	402 円 65 銭	299 円 71 銭	148 円 51 銭
北陸	299 円 71 銭	409 円 64 銭	299 円 71 銭	148 円 51 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 別 措 置	運 行 系 統 名	運行系統		計画運行 回数 ( )	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量 ( )	系統キロ程	地域公共交通再編 事業を実施する区 域におけるキロ程	系統キロ 程と地域 公共再編 事業を实 施する区 域におけ るキロ程と の比較	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線と の競合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ ル))÷チ=ブ
				起点	終点											
北近畿	北近畿 第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	高浜駅前	365日	1,704 (4.6)	12.8 人	往16.7km 復16.7km	(平均) 16.7km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	48.502%
	北近畿 第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	大江駅前	365日	1,583 (4.3)	14.1 人	往23.6km 復23.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.000%	
	北近畿 第3号	無	福知山線1	市民病院	綾部駅前	365日	2,922 (8.0)	31.2 人	往15.2km 復15.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.000%	
	北近畿 第4号	無	夜久野線1	福知山駅前	夜久野駅前	365日	1,399 (3.8)	12.1 人	往17.2km 復17.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.000%	
合計			系統						往72.7km 復72.7km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置 (「チー(リ+ヌ)」 +「テ=ラ」)	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象システムのキロ当たり経常収益									補助対象システムの経常収益の見込額	補助対象システムから経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	ク又はレのうちいずれか少ないほうの額
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象システム走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=d	経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象システム走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=e	経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象システム走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=f				
北近畿第1号	無	48.502%	56,913.6 km	17,057,575円	143円94銭	7,966,028円	56,675.2km	141円08銭	8,053,620円	58,818.2km	141円74銭	8,491,310円	58,979.4km	149円02銭	8,192,144円	8,865,431円	7,675,908円	7,675,908円
北近畿第2号	無	100.000%	74,717.6 km	22,393,611円	173円15銭	12,477,253円	74,168.6km	168円22銭	12,377,381円	74,494.4km	168円97銭	13,595,851円	74,593.4km	182円26銭	12,937,353円	9,456,258円	10,077,124円	9,456,258円
北近畿第3号	無	100.000%	88,828.8 km	26,622,879円	187円89銭	17,314,244円	86,492.4km	184円52銭	17,383,547円	88,555.1km	198円30銭	15,341,316円	88,741.5km	172円87銭	16,690,044円	9,932,835円	11,980,295円	9,932,835円
北近畿第4号	無	100.000%	48,142.8 km	14,428,878円	152円62銭	7,518,857円	47,887.8km	156円66銭	7,540,940円	47,942.5km	157円29銭	8,938,330円	48,203.0km	143円89銭	7,347,555円	7,081,323円	6,492,995円	6,492,995円
合計			268,602.8 km	80,502,943円	円 銭	45,206,382円	267,324.0km		45,556,497円	267,700.2km		44,364,807円	268,517.8km		45,167,096円	35,335,847円	36,226,322円	33,557,996円

補助ブロック名	申請番号	地域協働推進事業の特例措置の有無	ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合以外に属するもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	ナ	ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合									
											都道府県		市区町村			その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
											負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿第1号	無	3,722,968円	3,722,968円	1,618,861円	1,618千円	809.千円	8,865,431円	8,056,431円	809,000円	10.04%	2,681,000円	2,681,000円		33.28%	4,566,000円	56.68%	431円	0.01%	「その他の者」の額は北近畿ブロックの千分の一になります。	
北近畿第2号	無	9,456,258円	9,456,258円	4,398,259円	4,398千円	2,199.千円	9,456,258円	7,257,258円	2,199,000円	30.30%	5,058,000円	3,043,000円	2,015,000円	69.70%		258円	0.00%			
北近畿第3号	無	9,932,835円	9,932,835円	7,449,626円	7,449千円	3,724.5千円	9,932,835円	6,208,335円	3,724,500円	59.99%	2,483,000円	2,483,000円		39.99%		835円	0.01%			
北近畿第4号	無	6,492,995円	6,492,995円	3,417,365円	3,417千円	1,708.5千円	7,081,323円	5,372,823円	1,708,500円	31.80%	3,564,000円	3,684,000円		68.20%		323円	0.01%			
合計		29,605,056円	29,605,056円	16,833,931円	16,832千円	8,441千円	35,335,847円	26,894,847円	8,441,000円	31.39%	12,896,000円	5,724,000円	8,182,000円	51.63%	4,566,000円	16.98%	1,847円	0.01%		

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自真第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その処理を請求すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに連番番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に即応し方番号を付する番号とする。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通利便促進策等に関する条例の認定を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第2.5.たし書に該当する場合は「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通利便促進策等に関する条例」の認定を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第2.5.たし書に該当する場合は「3」を記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、同一補助対象期間中の全日数における総計画運行回数と乗車走行キロの比率を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「(リ)」に記載すること。
- 「他路線との割合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との割合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該割合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に属するもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程」とは、地域公共交通利便促進策等に関する条例の認定を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第2.5.たし書に該当する場合は「3」を記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、「(ナ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ナ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ナ)の金額又は(ツ)の金額に、「(ソ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)すること。」
- 「補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益」の欄、「(ノ)」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県並運輸会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
- 「計画」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5円未満)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは翌日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載する事で足りるものとする。  
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・日増による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通利便促進策等に関する条例の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便促進策等に関する条例の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	丹後海陸交通株式会社
------	------------

4年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>①</sup> )の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	93,117千円	営業外収益	1,864千円	経常収益(イ)	94,981千円
	営業費用	448,194千円	営業外費用	1,232千円	経常費用(ロ)	449,426千円
	営業損益	△ 355,077千円	営業外損益	632千円	経常損益	△ 354,445千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,388,196.5 km			経常収支率	21.13 %	

  

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	142,044千円	営業外収益	1,870千円	経常収益(イ)	143,714千円
	営業費用	468,068千円	営業外費用	2,903千円	経常費用(ロ)	470,971千円
	営業損益	△ 326,024千円	営業外損益	△ 1,233千円	経常損益	△ 327,257千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,644,428.6 km			経常収支率	30.51 %	

  

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	151,287千円	営業外収益	1,281千円	経常収益(イ)	152,568千円
	営業費用	448,751千円	営業外費用	1,052千円	経常費用(ロ)	449,803千円
	営業損益	△ 297,464千円	営業外損益	229千円	経常損益	△ 297,235千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,664,137.9 km			経常収支率	33.91 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を前年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用率)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ=c
北近畿	270円29銭	286円40銭	323円74銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	293円.47銭	402円.65銭	293円.47銭	68円.42銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	運行 系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度 ①×②=③	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 子 オ オ+チ=ク	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通再 編事業を実施する区域にお けるキロ程との比率	補助ブロック外 購入部分のキロ程	同一補助ブロック 部運送外購入部 分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線との割合 部分 ④÷⑤	補助ブロック 部運送外購入部 分の割合 部分以外のキ ロ程の比率 ⑥÷⑦+⑧ =⑨
				起点	主な 経由地												
北 近 畿	第1号	伊根線	上宮宮 公共車	伊根駅前	伊根駅前	365日	2186.0回 (5.9)	3.3	19.4人	往 37.2Km (平均) 復 37.2Km 37.2 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第2号	深井線	上宮宮 公共車	深井駅前	深井駅前	365日	1642.5回 (4.5)	5.5	24.7人	往 48.4Km (平均) 復 48.4Km 48.4 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第3号	経ヶ岬線	上宮宮 公共車	経ヶ岬駅前	経ヶ岬駅前	365日	1480.0回 (4.0)	4.3	17.2人	往 55.4Km (平均) 復 55.4Km 55.4 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第4号	与野線	上宮宮 公共車	与野駅前	与野駅前	365日	2553.0回 (6.9)	2.0	13.8人	往 22.5Km (平均) 復 22.5Km 22.5 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第5号	峰山線	峰山 公共車	峰山駅前	峰山駅前	365日	2311.0回 (6.3)	2.1	13.2人	往 16.5Km (平均) 復 16.5Km 16.5 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第6号	瓦原線	瓦原 公共車	瓦原駅前	瓦原駅前	365日	2370.5回 (6.4)	3.5	22.4人	往 39.2Km (平均) 復 39.2Km 39.2 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第7号	間人環状線	間人 公共車	間人駅前	間人駅前	365日	2432.0回 (6.6)	4.6	30.3人	往 39.8Km (平均) 復 39.8Km 39.8 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第8号	久美浜線	久美浜 公共車	久美浜駅前	久美浜駅前	365日	1844.0回 (5.3)	4.9	25.9人	往 28.0Km (平均) 復 28.0Km 28.0 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
	第9号	丹後峰山線	丹後 公共車	丹後峰山駅前	丹後峰山駅前	365日	1702.0回 (4.6)	3.4	15.6人	往 38.9Km (平均) 復 38.9Km 38.9 km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	往 Km (平均) 復 Km Km	96%	100.00%
合計	系統									往 323.9Km 復 323.9Km 323.9 km	往 Km 復 Km Km	96%	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km	往 Km 復 Km Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置 (「チー」+「ナ」) ÷ 「チ」=「ブ」	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック部運 送外購入部分 以外のキロ程の比 率	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額.カ (d+e)×⑩/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額.ヨ	補助対象 経常 収益を控除した 額 カ×ヨ=⑪	補助対象経常 費用の概算額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいず れか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」	経常収益 「ヤ」	実車走行 キロ 「マ」								
北 近 畿	第1号		96%	152,638.4 km	47,729,491 円	91円.54銭	15,774,073 円	176,914.7 km	69円.63銭	18,591,012 円	178,000.8 km	106円.23銭	12,762,603 円	142,166.7 km	78円.77銭	14,887,920 円	32,841,571 円	21,478,270 円	21,478,270 円
	第2号		96%	153,669.0 km	48,031,061 円	101円.73銭	16,726,384 円	162,138.9 km	103円.16銭	17,851,372 円	163,918.8 km	109円.71銭	15,153,968 円	164,172.3 km	92円.39銭	16,648,743 円	31,381,318 円	21,613,977 円	21,613,977 円
	第3号		96%	151,330.0 km	47,245,515 円	89円.70銭	16,861,612 円	171,767.5 km	97円.00銭	18,715,591 円	174,664.2 km	107円.19銭	10,511,361 円	161,774.3 km	64円.97銭	14,471,301 円	32,874,214 円	21,305,481 円	21,305,481 円
	第4号		96%	113,137.8 km	33,292,550 円	96円.46銭	9,096,406 円	61,252.3 km	148円.64銭	4,900,963 円	61,045.8 km	79円.89銭	5,518,792 円	80,268.2 km	61円.19銭	10,915,535 円	22,287,015 円	14,641,147 円	14,641,147 円
	第5号		96%	75,170.4 km	22,080,257 円	89円.60銭	6,251,829 円	70,433.8 km	88円.76銭	5,857,484 円	70,293.0 km	80円.47銭	7,150,123 円	71,209.3 km	99円.67銭	6,735,268 円	15,324,989 円	9,527,115 円	9,527,115 円
	第6号		96%	185,263.2 km	56,386,191 円	58円.46銭	10,455,909 円	193,341.9 km	52円.76銭	10,016,683 円	186,056.6 km	51円.09銭	12,454,079 円	171,086.8 km	71円.53銭	10,830,487 円	43,538,704 円	24,466,135 円	24,466,135 円
	第7号		96%	195,119.0 km	57,281,572 円	70円.66銭	11,294,925 円	148,407.0 km	76円.10銭	10,240,729 円	144,927.7 km	68円.99銭	6,380,865 円	141,675.1 km	68円.21銭	13,787,109 円	43,474,463 円	25,767,707 円	25,767,707 円
	第8号		96%	101,088.0 km	29,886,295 円	107円.23銭	10,818,827 円	91,608.0 km	119円.19銭	9,864,303 円	91,284.8 km	109円.37銭	6,537,849 円	91,882.4 km	93円.14銭	10,838,657 円	18,826,628 円	13,249,832 円	13,249,832 円
	第9号		96%	132,415.6 km	38,880,006 円	58円.44銭	6,819,650 円	123,803.2 km	55円.08銭	6,799,503 円	120,022.8 km	56円.29銭	7,722,278 円	120,638.4 km	64円.01銭	7,738,398 円	31,121,638 円	17,487,002 円	17,487,002 円
合計			96%	1,283,828.4 km	378,925,998 円		104,011,827 円	1,223,940.1 km		102,857,640 円	1,270,201.1 km		99,211,938 円	1,179,301.4 km		106,856,398 円	271,670,540 円	170,338,666 円	170,338,666 円

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	ソのうち補助プロジェクト外乗入部分、同一補助プロジェクト別乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの	ソのうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト別乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失超過から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	第1号		21,478,270 円	円	10,921,154 円	10,921 千円	5,460.5 千円	32,841,571 円	27,381,071 円	4,151,000 円	15.1%	33,230,071 円	84.8%	円	0%	円	0%		
	第2号		21,513,877 円	円	円	21,613 千円	10,806.5 千円	31,381,318 円	20,574,818 円	10,805,500 円	52.2%	2,786,212 円	47.8%	円	0%	円	0%		
	第3号		21,305,481 円	円	円	15,979,110 円	15,979 千円	7,989.5 千円	32,874,214 円	24,884,714 円	7,989,500 円	32.1%	14,892,214 円	67.9%	円	0%	円	0%	
	第4号		14,341,147 円	円	円	4,330,767 円	4,330 千円	2,165.0 千円	22,287,015 円	20,122,015 円	1,126,500 円	5.6%	14,980,515 円	84.4%	円	0%	円	0%	
	第5号		9,327,115 円	円	円	3,151,465 円	3,151 千円	1,575.5 千円	15,324,989 円	13,749,489 円	1,575,500 円	11.4%	14,171,989 円	88.5%	円	0%	円	0%	
	第6号		24,466,135 円	円	円	15,291,334 円	15,291 千円	7,645.5 千円	43,538,704 円	35,893,204 円	7,645,500 円	21.3%	24,243,704 円	78.7%	円	0%	円	0%	
	第7号		25,767,707 円	円	円	23,425,188 円	23,425 千円	11,712.5 千円	43,474,483 円	31,761,983 円	11,712,500 円	36.8%	20,949,483 円	63.1%	円	0%	円	0%	
	第8号		13,348,832 円	円	円	12,594,181 円	12,594 千円	6,297.0 千円	18,826,826 円	12,529,828 円	6,297,000 円	50.2%	6,297,028 円	49.7%	円	0%	円	0%	
	第9号		17,487,002 円	円	円	11,404,565 円	11,404 千円	5,702.0 千円	31,121,638 円	25,419,658 円	5,702,000 円	22.4%	19,717,638 円	77.5%	円	0%	円	0%	
合計		170,336,656 円	円	円	97,097,785 円	118,708 千円	69,354 千円	271,670,540 円	212,316,540 円	57,006,000 円	28.5%	164,310,540 円	73.1%	円	0%	円	0%		

- (1) 記載要領
- 乗客/バス事業者の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客/バス事業者他の事業を兼営している場合の損益状況及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第338号、自第161号、自第65号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めらる。
  - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税増徴額を控除した額を記載すること。
  - 「補助プロジェクト名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
  - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
  - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に成り低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成28年8月2日改正附則第2条の規程に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
  - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全曜日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
  - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通利便増進実施計画を策定する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との割合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。なお、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外乗入部分(り)に記載すること。
  - 「他路線との割合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との割合部分の合計が50%以上の生活交通路線である。当該割合部分の輸送量が1日当たり100人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロジェクト内区間(系統キロ程(チ)ー補助プロジェクト外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程(ク))に係るキロ程を記載すること。
  - 「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 「系統キロ程と地域公共交通利便増進実施計画を策定する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との割合率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率」の欄については、0%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
  - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(ハ)「基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出すること。基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
  - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-Bの運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るもの)に限る。並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-B。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便増進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要





表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R4年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	8,100
	西日本JRバス株式会社	6 (継続6両)	4,610
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	10,142
	合計 (新規5両、継続21両)		24,472

表6 車両の取得計画の概要

R5年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	9,765
	西日本JRバス株式会社	4 (継続4両)	3,505
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	11,340
	合計 (新規5両、継続17両)		26,230

表6 車両の取得計画の概要

R6年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	0 (新規0両、継続0両)	0
	京阪京都交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	11,250
	西日本JRバス株式会社	2 (継続2両)	1,468
	京都交通株式会社	0 (新規0両、継続0両)	0
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,480
	合計 (新規4両、継続14両)		25,198

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(年利)	年度	申請番号	申請種別	車種の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、借入、リース)

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円)*消費税を控く		普通乗用車種 (乗車定員) 乗車定員が10人未満 の乗用車種 (乗車定員) 乗車定員が10人以上 の乗用車種	特別乗用車種 (乗車定員) 乗車定員が10人以上 の乗用車種	補助対象額 (円)	補助対象経費 (円)	償却期間 (月)	償却率 (%)	償却後の残存額 (円)	償却後の残存率 (%)	償却後の残存率 (%)
	車両価格	附属品価格									
1	イ	ロ	ハ	ニ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ	イ+ロ+ハ+ニ
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
	への額以内		レ	リ	リ×1/2=キ
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計(千円)
カ+キ	ヨ+キ
0	0

【負担者とその負担割合】

申請番号	国庫補助金		事業者負担		その他		負担者ごとの負担割合	
	申請額	負担割合	申請額	負担割合	申請額	負担割合	申請額	負担割合
1	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%



(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、補助申請書第1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車面について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2「環境保衛経費(国庫補助金申請番号)の欄には、補助申請車面の原車予定の運行系統に係る環境保衛経費補助金の申請番号を記載すること。
- 3「乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。
- 4「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする。(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5「車面の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6「車面の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 7「車面購入金融取用」の「補助貸付金」の欄は、貸付利率を記入すること。(補助上限：年2.5%)
- 8「計画」の欄は、車面購入金融取用によるほか、償還期間に係る借入金によるほか、初年度については買掛金等の提出で足りることとする。
9. 車面購入予定額については、買掛金等によるほか、車面価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車面については、売買契約書等により確認することとする。
10. リース車面については、当該記載要領を適用するが、リース契約の原簿、契約書、契約書によるほか、車面等価格及び金融取用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.(普通償却限度額)の欄は、平成24年4月1日以前に取得された償却限度額で、定率法により償却される事業用については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
12. 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(△欄)に保証金を差し引いた償却限度額とした場合、改定償却率を算出した償却限度額(△欄)とする。

なお、改定償却率を算出した償却限度額(△欄)とした場合、改定償却率(△欄)は計算式により前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両：償却率0.10900 改定償却率0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1部及び第2面に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車面減価償却費及び当該購入に係る金融取用の根拠となる書類(1)7.9.10(関連)
- 3.運転免許持主の氏名を記入する場合は、捺印の写し
- 4.低年次車面のノンステップ型で、運転免許持主以外の乗客について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要となる旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車面の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車面にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者としての、車面購入後の乗客の乗降状況、乗客乗降率(車面数、平均乗客)
- 7.過去に生活交通環境保衛経費申請書の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。





2年目以降(令和5年度)

種保維持費(国庫補助金)	
補助ブロック名	申請番号
種保維持費(国庫補助金)	31
申請番号	第1号
当院年度	
申請年度	

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法/定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象額 額(円)	残存価額(円) 半年間7/12(月)の 分の額=	償却限度額(円) 1/12(月)の 分の額=	特別償却額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	償却期間(月)	補助対象経費 1/12(月)の 分の額=	国庫補助金 内定申請額(千円)
1	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,623,396	12	1,620,000	810.0
計	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,623,396		1,620	810

*残存価格 (円)
7/12=7
0
0
0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	1
------	---

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	返済利率のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 額	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7	7
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	マ+7
計画額(千円)	ケ+サ
1,620	810

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合	
	申請 番号	申請 金額	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
1	810,000	810,000	50.0%	50.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
計	810,000	810,000	50.0%	50.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費等補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スローもしくはリフト付き車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄は、座席数(運送席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小教点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 6.「車両購入金助費用」の補助対象経費の権入利率は、乗借入利率で算出した額を算上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.「車両購入金助費用」は、車両契約書等によるほか、債権期間に係る償還額を提出すること。なお、初年度については、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 8.「T対面」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載すること。
- 9.「乗客購入予定額」については、乗客等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費、それと別区分した設備費を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.「リース車両」については、乗客等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費、それと別区分した設備費を提出すること。なお、2年目以降の車両については、リース契約書の添付を要すること。
- 11.【普通乗用自動車種別(△欄)は、平成24年4月1日以前に取得された普通乗用自動車(△欄)に取得された普通乗用自動車(△欄)に改定乗用率を乗じた償却額を普通乗用自動車種別(△欄)とする。
- 12.普通乗用率を乗じた償却額を普通乗用自動車種別(△欄)とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却額(△欄)は計算式により前年度と同額とする。  
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通乗用自動車種別(△欄)とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却額(△欄)は計算式により前年度と同額とする。  
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る府営自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両償還(償却)費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 3.確保維持費等補助金申請番号を申請する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、補助仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.後述の付帯北のために必要な旅客施設又は車両等の償還及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象乗客数ごとの、車両購入後の乗合バス専用車両の状況見込(車両数、平均乗合)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	申請種別	申請種別	車両の種別	車台番号(人 車両の長さ(m))	購入予定年月	購入等の種別(現金、新車、リース)

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	事業者購入予定車台(円)*消費税を除く		普通償却率(%) A×(0.5-0.04)÷4 (定率法)×A×62=ト	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車両価格	改造費									
イ	ロ	ハ	ニ	ト	チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	7	0 円	0.0
計	0	0	0	0	0	0	0	0		0 千円	0

\*残存価格(円)  
 A=カ÷ク  
 0  
 0  
 0

【車両購入金融費用】  
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	借入利率(%)	借入利率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
	への額以内	レ	リ	ヲ	ヲ×1/2=キ
				円	
				円	
計				千円	

【所業経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	0

【負担者ごとの負担割合】

補助プロジェクト名	国庫負担		事業者負担		その他の負担者	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
計	0 円	0%	0 円	0%	0 円	0%

2年目以降(令和 6 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	当年度	初年度

【繰入金庫減価償却費】  
事業主の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却率(%) (定率法) 5.0% (定額法) 0.2=4	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業主償却額(円)	7/10のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費 $7 \times 12(月) \times 2$ (最終年度) $\times 2$	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価額 (円)
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

**【車両購入金取費用】**

事業主の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融機関補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象総費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7	7
計								千円

**【所要経費】**

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+4
0	0

**【負担者ごとの負担割合】**

補助プログラム 名	都道府県		市区町村		負担者ごとの負担割合		「その他の等」の 属体別負担	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
不特定	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

1. 申請の概要は、補助申請車両1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
2. 「確保維持費年度補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の任意予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
3. 「車両の類別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。
6. 【車両購入金融助成】の「補助対象経費」の欄は、車両購入利率を算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
7. 【車両購入金融助成】の「補助対象経費」の欄は、車両購入利率によるほか、償還期間に係る償還差を提出すること。なお、初年度については累積等の提出で足りることとする。
8. 【車両購入金融助成】の欄は、車両ごとに100千円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
9. 乗車購入予定額については、累積等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
10. リース車両については、累積等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
11. 【普通償却限度額】(4欄)は、平成24年4月1日以前に取得された償却限度額で、若基法により償却される乗客用車両については、0.4(若基法)の償却率を適用すること。
12. 【普通償却限度額】(4欄)は、平成24年4月1日以前に取得された償却限度額とした場合、残存価格(ラック)に改定償却率を乗じた償却限度額(4欄)とする。

なお、改定償却率を乗じた償却限度額とした場合、改定率において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(4欄)は計算式により前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両:償却率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.8.10関連)
3. 標準仕様ノンステップバスを購入する場合は、保証書の写し
4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5. 移動円滑化のために必要が客数超過又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し。)
6. 補助対象事業者としての、車両購入後の乗合バス事業者の乗客の状況(車両数、平均乗客数)
7. 過去に生活交通確保維持費計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 4 年度)	申請番号	取扱路線名称又は区間	運賃料率適用補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入年(年)	購入等の種別(遊覧、遊戯、リース)
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	R4.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	R4.1	リース
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	ノンステップ スロープ付き	77	10.4	R4.1	リース

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実業購入予定額(円) * 消費税を除く		特別償却額(円)	普通償却額(円) (定率法×0.04or (定額法×0.2))	車両購入予定額合計 から償却額を 控除した額(円)	ネット償還額のうち少ない方の額(円)	事業費償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費のうち少ない方の額(円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)
	車両価格	納品価格								
第1号(4-1)	14,717,970	1,254,689	0	15,972,639	15,972,638	15,000,000	3,000,000	9	3,000,000	1,125
第2号(4-2)	14,717,970	1,254,689	0	15,972,639	15,972,638	15,000,000	3,000,000	9	3,000,000	1,125
第3号(4-3)	16,139,700	1,153,410	0	17,293,110	17,293,109	15,000,000	3,000,000	9	3,000,000	1,125
計				49,238,388	49,238,385	45,000,000	9,000,000		9,000,000	3,375

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	返済額のうち低い方の率(%)	補助対象総額	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【負担者ごとの負担割合】

補助プログラム名	国庫補助金		事業者自己負担		その他の者の負担割合
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
京阪神・北近畿	50.0%	1,125,000円	50.0%	1,125,000円	%
合計	50.0%	3,375,000円	50.0%	3,375,000円	%

\* 残存価格(円)  
へがナ  
12,750,000  
12,750,000  
12,750,000  
38,250,000

2. 主目別内訳(令和4年度)

補助プログラム名	申請番号	種別	種別	種別
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、特吉線1、原・特吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、特吉線1、原・特吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、特吉線1、原・特吉線1	第1号～第3号	H30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、特吉線1、原・特吉線1	第1号～第3号	H31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、特吉線1、原・特吉線1	第1号～第3号	H31

【購入車両減価償却費】  
 ○定率法の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とりのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
第4号(30-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第5号(30-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第6号(30-3)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第7号(31-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第8号(31-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
計	75,000,000	13,230,000	9,450,000	0	9,450,000	11,072,880	9,450,000		9,450	4,725	3,780,000

【車両購入金融費用】

○定率法の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数(回)	借入利率(%)	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
計							

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7+7	9,450
国庫補助金内定申請額(千円)	7+7	4,725

補助プログラム名	償還期間		償還利率		償還回数		その他の書	
	目	至	目	至	目	至	目	至
京阪神・北近畿	4	5	50.0	50.0	50.0	50.0		
合計	4	5	50.0	50.0	50.0	50.0		

【所要経費(R4年度別合計)】

16,200,000	円	8,100,000	円
------------	---	-----------	---





表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間 申請番号	確保維持路線種別 申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定 年月	購入等の種別 (現金、リース)
京阪神・北近畿	第1号(5-1)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	R5.1	リース
	第2号(5-2)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	R5.1	リース
	第3号(5-3)	八田線1, 神吉線1, 原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ スロープ付き	56	8.9	R5.1	リース

【購入車両減価償却率】  
○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定量(円)*消費税を除く		実費購入予定量(円) 計帳から繰上償却を 控除した額(円)	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定 年月	購入等の種別 (現金、リース)	特別償却額 (円)	普通償却額 (円) (営業日A×0.4=ト 営業日B×0.2=チ)	特別償却額 (円)	償却期間 (月)	償却期間 より少ない方の額(円)	事業年度償却額 (円)	償却期間 より少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費																
第1号(5-1)	14,717,970	1,254,669	15,972,639	56	8.9	R5.1	リース	0	3,000,000	0	9	3,000,000	3,194,527	3,000,000	9	2,250,000	1,125	12,750,000
第2号(5-2)	14,717,970	1,254,669	15,972,639	56	8.9	R5.1	リース	0	3,000,000	0	9	3,000,000	3,194,527	3,000,000	9	2,250,000	1,125	12,750,000
第3号(5-3)	14,717,970	1,254,669	15,972,639	56	8.9	R5.1	リース	0	3,000,000	0	9	3,000,000	3,194,527	3,000,000	9	2,250,000	1,125	12,750,000
計			47,917,917					0	9,000,000	0	9	9,000,000	9,583,581	9,000,000	9	6,750	3,375	38,250,000

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	借入利率(%) と2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 の額(円)	計画額 (千円)
	△の額以内			γ	円	γ×1/2=△
計					千円	0

【所費経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナツ	ヨナキ
6,750	3,375

【負担重とそとの負担割合】

補助プログラムの 番号	都道府県		市区町村		事業者自己負担		【その他の重】の 負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	1,125,000	50.0%	円	%	円	%	%
2	1,125,000	50.0%	円	%	円	%	%
3	1,125,000	50.0%	円	%	円	%	%
合計	3,375,000	50.0%	円	%	円	%	%

2年目以降(令和5年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線区画補助金	
			当年度	初年度
京阪神・北近畿	第4号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	H31
京阪神・北近畿	第5号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	H31
京阪神・北近畿	第6号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R4
京阪神・北近畿	第7号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R4
京阪神・北近畿	第8号(4-3)	八田線1	第1号	R4

【購入車両減価償却費】  
 ○乗客車の減価償却方法(定率法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノボのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第4号(31-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第5号(31-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
計	30,000,000	3,780,000	3,780,000	0	3,780,000	4,429,152	3,780,000		3,780	1,890	0

**定額法**

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノボのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第6号(4-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第7号(4-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第8号(4-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,458,621	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
計	45,000,000	38,250,000	9,000,000	0	9,000,000	9,847,675	9,000,000		9,000	4,500	29,250,000



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 | 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)		購入等の種別 (税金、割賦、リース)	
補助ブロック名	申請番号	車両の長さ(m)	購入等予定 年月
京阪神・北近畿	第1号(6-1)	8.9	R6.1
京阪神・北近畿	第2号(6-2)	8.9	R6.1

【購入車両減価償却費】

○事業者の定額法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実購入予定額(円)*消費税を除く		特別償却額 (円)	償却年度額 (円)	事業費償却額 (円)	えとれのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)
	車両価格	附属品価格 改造費							
第1号(6-1)	14,717,970	1,254,669	0	15,972,639	15,972,638	15,000,000	9	2,250,000	1,125
第2号(6-2)	14,717,970	1,254,669	0	15,972,639	15,972,638	15,000,000	9	2,250,000	1,125
計				31,945,278	31,945,276	30,000,000		4,500	2,250

* 残存価格 (円)	～加-号
	12,750,000
	12,750,000
	25,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費 の2.5%のうち 低い方の率(%)	計画額 (千円)
	への額以内		レ	γ	γ × 1/2 = β
計					0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
4,500	3,000
	2,250

【負担額とその負担割合】

申請 番号	市町村		事業者自己負担		「その他の項」の 具体的概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
1	50.0 %	1,125,000	0 %	0	%
2	50.0 %	1,125,000	0 %	0	%
合計	50.0 %	2,250,000	0 %	0	%

2年目以降(令和 6年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用補給金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第3号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第4号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第5号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第6号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第7号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第8号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象原価額(円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7(2年目の み)の額=+	普通線初年度額 (円) (定額法) 5×0.5×0.4=4 (定額法)×0.2=4	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) A+ウ=J	事業者償却額 (円) オ	ノとウのうち、少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象総費 ク×ヤ×12(月)=マ (繰上年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=テ	*残存価格 (円) テ-マ=フ
第3号(4-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第4号(4-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第5号(4-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,458,621	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第6号(5-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第7号(5-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第8号(5-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,194,527	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
計	90,000,000	67,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,431,256	18,000,000		18,000	9,000	49,500,000

【車両購入金融費用】  
○事業費の取立方法(元利均等の元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=コ	償還期間(月)		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2=サ
		(自)	(至)				
				1	7	7	0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
計							0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+ナ
18,000	9,000

補助プロック名	補助額		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
3	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
4	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
5	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
6	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
7	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
8	1,500,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	9,000,000	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

【所要経費(R5年度別会計)】

22,500,000 円	11,250,000 円
--------------	--------------

- (1) 記載要領
- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両については補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。  
(初年度にバス運行対策補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
  - 申請番号の欄には、補助申請車両を配車した運行系統に係る種別特許補助金の申請番号を記載すること。
  - 車両の種別の欄には、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(別がわかるように記載すること)。
  - 乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
  - 車両の長さの欄は、小箱点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
  - 車両購入金融費用の「補助対象経費」の購入利率は、乗借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
  - 補助申請額Jの欄は、車両ごとに100千円単位(0.1～0.9千円)まで記載すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
  - 乗借入金については、見積書等によるほか、車両価格、前年度償還率、契約書によるほか、リース総額等の端数を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
  - リース車両については、見積書等によるほか、リース総額、契約書によるほか、車両価格及び金銭貸付相当額がわかるものを提出すること。
  - 普通借入限度額の内欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請書の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得された減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
  - 普通借入限度額の内欄は、補助対象限度額(千円)は、償却率を乗じた償却額と、償却率を乗じた償却額を普通借入限度額(千円)は、計算式により前年度と同額とする。  
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通借入限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通借入限度額(千円)は計算式により前年度と同額とする。  
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日まで取得した車両:保証率0.06249 改定償却率:1.000  
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500  
※3. 上記11.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに代った保証率等を採用すること。
  - 自家所有車両運送の場合、普通借入限度額の内欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定率法)の償却率を適用すること。
- (2) 添付書類
- 補助申請期間(補助金交付要領第6条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。 )及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
  - 補助対象購入車両減価償却簿及び当該購入に係る金銭貸付の簿類となる書類(117.9.10関連)
  - 標準仕様ワンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
  - 低床型車両のワンステップ型で、標準仕様以外の場合については、認定書の写し
  - 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める法令第43条に基づき適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
  - 自動車登録事項等証明書の写し
  - バス車両の主要部分の写し
  - 車両購入後の乗客バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)









表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)	申請番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線種別補助金申請番号	車両の種類別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円)*消費税を除く		普通償却額(定率法) A*(B/A)*0.2=1	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
	車両価格	付属品価格								
イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ	ヘ	ト+チ=ス	ル	ヲ	7	ヲ×7÷12(月)=カ	カ×1/2=コ
計										千円

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)への額以内	償還期間(月)	借入利率(%)(年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			シ	ユ	ツ	ツ×1/2=ネ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助プログラム番号	市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名		確保維持費国庫補助金申請	
申請番号	確保維持路線名称又は区間	当年度	初年度
北近畿 第1号(1-1)	福知山線1(市民病院前～線部駅前)	北近畿第3号	1

【購入車両減価償却費】  
 ○事業費の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業費償却額(円)	とのおおのうの少のい方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,944,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
計			0	0	0	0	0		0	0.0	0
計			1,620,000		1,620,000				1,620	810	1,620,000

【車両購入金融費用】

○事業費の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					1		7	7 × 1/2 = 3.5
計								千円

【負担書とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	市町村		その他の者		事業費自己負担		【その他の者】の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	810,000	50%					
合計		810,000	50%	0	0%	0	0%	

【所要総費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナブ	810
1,620	

(1) 記載要領

1. 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
2. 確保維持費国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
3. 車両の種別1の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
4. 乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする。(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
5. 車両の長さの欄は、小敷点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
6. 車両購入金融費用の補助対象総額(千円)は、実借入利率は、償還期間に係る償還表を提出すること。(補助上限:年2.5%)
7. 車両購入金融費用は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
8. 許価額の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、台数の千円未満の端数は切り捨てること。
9. 実費購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、付属品価格、改造費それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
10. リース車両については、リース契約書の写しを提出すること。
11. 普通償却限度額(千円)の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
12. 普通償却限度額(千円)の欄は、補助対象限度額(千円)に保証率を乗じた償却額と、比較により下回る場合、残存価格(千円)に改定償却率を乗じた償却額(千円)とする。なお、改定償却率を普通償却限度額(千円)は計算式により前年度と同額とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)7.9.10(関連)
3. 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、移設書の写し
4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、補助を要しようとする場合には、その理由を記載した書類
5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
6. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況調査(車両数、平均車令)
7. 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間
		車両の種類
		乗車定員(人)
		車両の長さ(m)
		確保維持費用申請番号
		申請番号

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

**定率法**

申請番号	実質購入予定額(円)*消費税を除く		乗車購入予定額から前払金等を控除した額(円)	上記限度額のうち不足額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(B/100)×C (定額法) A×B×C	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	それのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費 D×7÷12(月)→カ	計画額(千円) カ×1/2→コ	*残存価格(円)
	車両価格	改造費											
イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	ウ		カ×1/2=コ	
計													

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(% )	補助対象総費	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
				ユ	ヰ	ツ×1/2=ネ
計						

【所要経費】

補助対象総費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ

【負担率とその負担割合】

補助プログラム番号 ク名	負担率とその負担割合		負担率とその負担割合		負担率とその負担割合	
	負担率	負担割合	負担率	負担割合	負担率	負担割合
	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用補給金申請 番号
北近畿	第1号(1-1)	福知山線(市民病院前~線駅前)	北近畿第3号
			1

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	与えられた少額償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第1号(31-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,944,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計			1,620,000	0	1,620,000				1,620	810	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等返済等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
			(白)	(至)			
					1.25%のうち低い方の率	7	7
計							7

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナブ	ケナサ
1,620	810

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	648,000	50%					
合計	648,000				0	0%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.確保維持費(国庫補助金申請番号)の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種類」の欄は、ノンステップスロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数に記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小教点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 6.「車両購入金融費用」の「補助対象費用」の欄は、乗借入利率は、乗借入利率を算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.「許画面」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.「乗算購入予定額」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.「リース車両」についても当該記載要領を適用するが、リース総額の原積金・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.「普通償却限度額」(△欄)は、補助対象限度額(千円)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。  
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、改定年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式により事前に前年度と同額とする。  
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前後年度に係る旅客自動車運送事業報告書(「補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用に係る金融購入に係る金額購入に係る金額購入に係る書類((1)7,9,10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、保証書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型を製造し、標準仕様以外の車両については、保証書の写し
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第49条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗台バス事業用車両の状況写真(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通路線維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用種別補助金 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入費予定 年月	購入費の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実購入予定費(円)*消費税を除く		未上乗車額のうち 最少ない方の額 (円)	普通償却限度 (定率法) A×(0.55or0.1) (定額法)A×0.2=A	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	えとりのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象総費 (円)	計画額 (千円)	*残存価額 (円)
	車価	改造費										
イ	ロ	ハ	ヘ		チ	トナチニエ	ル	ヲ	リ		カ×1/2=コ	
計												

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象総費 (円)	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	ヲ	ツ×1/2=ネ
計						

【所要経費】

補助対象総費(千円)	計画額(千円)
カーブ	ヨナネ

【負担者とその負担割合】

補助プログラム 番号	市町村		市町村以外		事業者自己負担		【その他の者の負担 割合】
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用庫補助金申請	
				当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業直の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第1号(31-1)	初年度への額=ナ	前年度7(6年目のみ)の額=ア	(定率法) $3 \times 10.5\% \times 6 = 1.89$ (定額法) $ナ \times 0.2 = 0.2ナ$	ク	ム+リ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ×ア-12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ	0
計											0

【車両購入金融費用】

○事業直の返済方法(元利均等返済等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数(白)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	2.5%のうちの低い方の率(%)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の具体的な概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車種1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車種について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.確保維持費(国庫補助金申請番号)の欄には、補助申請車種の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の運別の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さの欄は、小教点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、貸借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出することとする。
- 8.「車両の欄は、車両ごとに100戸単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、台計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9.「乗客購入予定数については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.「リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の買掛金・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.「普通償却限度額(△欄)」は、補助対象年度(千円)に原価率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。

なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)は計算式により必ずしも前年度と同額とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の「前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経費費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)の7,9,10関連)
- 3.標準仕様(ノンステップ型)を購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、認定書の写し
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通路線維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。



2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第3号(2-1)	間人循環線	第7号	2
北近畿	第4号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第5号(31-1)	久美浜線	第8号	31
北近畿	第6号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第7号(30-1)	久美浜線	第8号	30
北近畿	第8号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第9号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第10号(29-2)	蒲入線	第2号	29

【購入車両減価償却費】

○重要事項の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却総額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ア	前年度(2年目のみ)の額=イ	(定率法) $ア \times (0.5 \times 0.4) = 乙$ (定額法) $ア \times 0.2 = 乙$	ウ	エ+ウ=エ	オ	ク	ヤ	カ×ヤ÷12(月)×マ (最終年度)カ=マ	マ×1/2=ナ	ラ=マ
第3号(2-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,249,344	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第4号(2-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,249,344	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第5号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(31-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(30-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(30-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第9号(29-1)	15,000,000	1,242,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
第10号(29-2)	15,000,000	1,242,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
計	120,000,000	23,004,000	13,284,000		13,284,000	15,991,704	13,284,000		13,284,000	6,642	9,720,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) +の額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工 %	工+2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)					
							7	7 x 1/2 = 4	
計								千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+4
13,284	6,642

【負担者ごとの負担割合】

補助 プログラム 名称	負担上限		負担者ごとの負担割合				専業主自己負担		「その他の業」の 具体的な類型
	負担額	負担割合	市区町村		その他の業		負担額	負担割合	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合			
3	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
4	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
5	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
6	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
7	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
8	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
9	621,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
10	621,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	
合計	6,642,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、新市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする。(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小教点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「車両購入金融費用」「補助対象経費」の借入利率は、乗借入利率は、乗借入利率を算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出することとする。
- 8.「計画額」の欄は、車両ごとに白黒単位(0.1〜0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「実質購入予定額」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売却額がわかるものを出さずすること。
- 10.「リース車両」についても当該記載要領を準用するが、リース総額の減価償却率によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.「普通償却限度額(△欄)」は、「補助対象限度額(△欄)」に保証率を乗じた償却率との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却率を普通償却限度額(△欄)とする。  
なお、改定償却率を乗じた償却率を普通償却限度額(△欄)は計算式により事前に算出する必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式により事前に算出することとする。  
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。))及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.標準仕様以外のノンステップバスを購入する場合は、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通路線維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後湖陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)	申請番号	申請種別	申請種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入等の種別(現金、リース)
北近畿	第1号(5-1)	伊根線	ノンステップ スロープ付	56	8.9	5	現金
北近畿	第2号(5-2)	間人循環線	ノンステップ スロープ付	56	8.9	5	現金

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実車購入予定量(円)*消費税を除く		実車購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総額	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	改造費										
第1号(5-1)	15,037,600	1,796,248	16,833,847	6,000,000	15,000,000	6,000,000	6,793,539	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第2号(5-2)	15,037,600	1,796,248	16,833,847	6,000,000	15,000,000	6,000,000	6,793,539	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
計	30,075,200	3,592,496	33,667,694	12,000,000	30,000,000	12,000,000	13,487,078	12,000,000		7,000,000	3,500	23,000,000

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)(年利)	補助対象総額	計画額(千円)
	△の額以内			円	円
計				千円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ-ツ	3,500
7,000	

【負担率とその負担割合】

申請番号	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
北近畿	90%	円	90%	円	90%	円	90%	円
第2	90%	円	90%	円	90%	円	90%	円
合計	60%	円	60%	円	90%	円	90%	円



2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第3号(4-1)	蒲入線	第2号	4
北近畿	第4号(4-2)	海岸線	第6号	4
北近畿	第5号(2-1)	間人循環線	第7号	2
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第9号	31
北近畿	第8号(31-2)	蒲入線	第2号	31

【購入車両減価償却費】  
○事業車の減価償却方法(定率法の定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額 (円) ラ×(0.5×4)÷ム (定額法)ラ×0.2÷ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (事業年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=フ
第3号(4-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,162,380	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第4号(4-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,162,380	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(2-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(2-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(31-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(31-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	32,720,000	15,680,000		15,680,000	18,345,206	15,680,000		15,680	千円	17,040,000

【車両購入金融費用】  
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	Iと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					I	7	7 × 1/2 = 4	
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
15,680	7,840

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	新道府県		市町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担	「その他の率」の具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
3	2,300,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
4	2,300,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
5	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
6	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
7	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
8	810,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%
合計	7,840,000 円	50 %	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費(国庫補助金申請番号)の欄」には、補助申請車両の記号予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7.「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出することとし、各計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等により確認することとする。
- 8.「車両購入予定費」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改運費それぞれ区分した記帳書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 9.実業購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改運費それぞれ区分した記帳書類及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 10.リース車両については、見積書等によるほか、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.「普通償却限度額(△欄)」は、補助対象限度額(△欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。  
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)7.9.10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び取扱いに関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車等)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類別		乗車定員(人) 車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
			標準	標準			
北近畿	第1号(6-1)	海岸線	ノンステップ	スロープ付	56	6	現金
北近畿	第2号(6-2)	間人循環線	ノンステップ	スロープ付	56	6	現金

初年度(令和6年度)

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法、定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定車(円)*消費税を除く		業界購入予定実費合計額 から償却額を控除した 額(円)	もと原価額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A×(0.60×4)÷10 (定額法)A×0.2÷10	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	附属品価格											
第1号(6-1)	15,037,600	1,796,248	16,833,848	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,733,539	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第2号(6-2)	15,037,600	1,796,248	16,833,848	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,733,539	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
計	30,075,200	3,592,496	33,667,696	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	13,467,078	12,000,000		7,000,000	3,500	23,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等返済等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) と2.5%のうち低い 方の率(%)	補助対象経費 (円)	計画額(千円)
	Aの額以内		B	C	D	E×1/2=B
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーブ	3,500
7,000	

【負担率とその負担割合】

申請 ブロック 番号	市町村		事業者自己負担		その他の者	
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
北近畿	50%	50%	0%	0%	0%	0%
近畿	50%	50%	0%	0%	0%	0%
合計	50%	50%	0%	0%	0%	0%

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号
北近畿	第3号(5-1)	伊根線	第1号
北近畿	第4号(5-2)	間人循環線	第7号
北近畿	第5号(4-1)	蒲入線	第2号
北近畿	第6号(4-2)	海岸線	第6号
北近畿	第7号(2-1)	間人循環線	第7号
北近畿	第8号(2-2)	伊根線	第1号

【購入車両減価償却費】  
 ○事業主の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=+	普通償却限度額 (定率法) $残存額 \times 0.2 = \Delta$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $\Delta + \text{ウ} = \text{イ}$	事業者償却額(円) オ	とちのち少ない方の額(円) ウ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\text{イ} \times \text{ヤ} \div 12 (\text{月}) = \text{ク}$ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ニ}$	*残存価額(円) ラ-マ=フ
第3号(5-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,162,380	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第4号(5-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,162,380	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(4-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,097,428	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第6号(4-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,097,428	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(2-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(2-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	40,040,000	17,960,000		17,960,000	19,893,634	17,960,000		17,960	8,980	22,080,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) +の額以内=コ	償還期間(月)	今年償還回数		借入利率(%) 年利	E+2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					I		7	7 × 1/2 = 4
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+ナ
17,960	8,980

【負担者ごとの負担割合】

補助 プログラム 番号 名称	負担者ごとの負担割合											
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者等三役組		「その他の者」の 負担割合			
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
3	2,300,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
4	2,300,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
5	1,380,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
6	1,380,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
7	810,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
8	810,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%
合計	9,980,000	50%	円	50%	円	50%	円	円	円	50%	円	50%

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
  - 2.確保維持費等補助申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
  - 3.1車面の種別」の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
  - 4.1乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
  - 5.1車面の長さ」の欄は、小教員第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
  - 6.1車両購入金額費用」の「補助対象経費」の欄は、乗車定員に算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
  - 7.1車両購入金額費用」は、売買契約書によるほか、償還期間に係る償還表を提出することとし、台許の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 8.1車両購入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証書書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売却契約書等により確認することとする。
  - 9.1リース車両についても当該記載要領によるほか、リース総額の原簿品実約書に於いては、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
  - 10.1普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
  - 11.1普通償却限度額(△欄)」は、補助対象限度額(△欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を適用することとする。
  - 12.普通償却限度額(△欄)」は、補助対象限度額(△欄)と同一とする。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。))及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の租税となる書類((1)7.9.10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通課係維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。